

報道各位

新潟市住環境政策課

## 賃貸型応急住宅の家賃上限が一部変更になりました。

新潟県の要綱改正により、令和6年能登半島地震の被災者に入居いただく賃貸型応急住宅の家賃上限が一部変更になりました。

## ○新潟県賃貸型応急住宅の家賃上限

## ○変更点（家賃上限）

変更前	変更後								
1～2名：6.0万円以下 3～4名：8.0万円以下 5名以上：10.0万円以下	i <b>新潟市内</b> で賃貸物件を借上げる場合 <table border="1"><thead><tr><th>世帯人数</th><th>家賃上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～2名</td><td>6.5万円以下</td></tr><tr><td>3～4名</td><td>8.5万円以下</td></tr><tr><td>5名以上</td><td>13.0万円以下</td></tr></tbody></table>	世帯人数	家賃上限額	1～2名	6.5万円以下	3～4名	8.5万円以下	5名以上	13.0万円以下
世帯人数	家賃上限額								
1～2名	6.5万円以下								
3～4名	8.5万円以下								
5名以上	13.0万円以下								
	ii <b>新潟市以外</b> で賃貸物件を借上げる場合 <table border="1"><thead><tr><th>世帯人数</th><th>家賃上限額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1～2名</td><td>6.0万円以下</td></tr><tr><td>3～4名</td><td>8.0万円以下</td></tr><tr><td>5名以上</td><td>10.0万円以下</td></tr></tbody></table>	世帯人数	家賃上限額	1～2名	6.0万円以下	3～4名	8.0万円以下	5名以上	10.0万円以下
世帯人数	家賃上限額								
1～2名	6.0万円以下								
3～4名	8.0万円以下								
5名以上	10.0万円以下								

## ○施行日

令和6年3月7日から

※施行日以前に賃貸型応急住宅に申込みをされた方は、従前のままとなります。

※1月1日以降、被災者と貸主の二者で既に契約済みの場合でも、本制度を利用していない場合は、改正後の家賃上限での申し込みが可能です。

## 問い合わせ先（報道関係）

新潟市建築部住環境政策課

担当：渡辺

電話：025-226-2806